

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一一六 一番五地先から 同市大字高倉字新右エ門前一一五八番 一地先まで
供用開始の期日	令和四年四月十五日
備 考	平成三十年三月三十日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の一 部の供用開始である。 延長四八二・一〇メー トル